

日本古代官印と隋唐官印

正倉院に伝わる印影資料との比較を中心に

The Ancient Official Seals of Japan and China :
A Comparison Focusing on Shoso-in Documents with Seals

田中史生

TANAKA Fumio

はじめに

- ①日唐官印の異同をめぐって
- ②官印の文字書体・形式をめぐる問題
- ③押印をめぐる唐と日本の制度比較

むすび

【論文要旨】

本稿は、8世紀の日本官印と隋唐官印と比較することによって、日本律令国家の官印導入期における中国の影響と、日本官印の特質について考察するものである。考察の結果、日本律令国家の官印は、隋唐官印のなかでも紙による文書行政とかわる「官署印」の直接的影響を受けて成立したが、その法量を唐よりも大型化させるとともに、官司のレベルに従って印面文字の字体や形式と組み合わせながら法量を細分化し、その区分を遵守させるなどの特徴があることが明らかとなった。また隋唐においては、御璽が一般的な命令伝達文書の作成過程で紙に押印されることはなく、諸州などに下される文書には、裁可された案件の諸司における処理ないし行政手続きが正しく行われることを保証するために六部所属の二十四司の印が押されたが、日本において命令伝達の中核に置かれた印は内印、すなわち天皇御璽で、中央政府の文書発給の全てを天皇が直接統治することに重きを置いた押印制度となっていた。さらに諸国印は、国府とそれが統括する地方の間の文書に印が押されるのではなく、中央政府と国府との関係の中での押印を基本としていた。そこには、日本古代官印の文書行政における実務的機能とのかかわりだけでなく、印の大きさ、押印の仕方、印面文字の字体・形式によって、中華日本を表現するとともに、天皇の直接統治と、天皇を中心とした中央集権的なピラミッド型の官司配置という、日本律令制の理念的構造を表象ようとする古代国家の意図が読み取れるであろう。

【キーワード】 古代印, 日本官印, 隋唐官印, 文書行政, 正倉院文書

はじめに

「親魏倭王」などの中国王朝から賜与された印を除けば、日本における印の本格的な使用は律令文書行政における官印の導入とともに始まる。正倉院文書に代表される8世紀代の古文書群は、印影という形で、その使用実態を今に伝えている。現在までのところ、日本における導入期の官印についての研究は、律令や六国史などを素材とした制度的な研究と、律令中央政府の行政とかかわる資料を多く伝える正倉院文書、正倉院宝物、東南院文書などの押印資料に基づく実態研究を中心に進んでいる。なかでも国立歴史民俗博物館による出土印・伝世印・印影資料を集成した『日本古代印集成』(1996年)、それに基づく研究報告書『日本古代印の基礎的研究』(『国立歴史民俗博物館研究報告』79, 1999年)は、近年の古印研究の一つの到達点を示すものだろう。また『日本古代印集成』においては、正倉院文書の押印資料に関する情報と、その実寸の印影が報告されたことも重要である。これによって、未確認印影の確定や、従来紹介されていた印影の修正が行われたからである。幸い筆者もこの集成作業に参加する機会を得たが、これは正倉院文書の複製品の製作を前提に可能となったもので、複数の同印の印影を合成しそれぞれの欠損を補うことで、これまで以上に正確な印影を採取することができたと考えている。

しかし、このように急速にすすむ日本古代印の研究状況にあって、一般に隋唐印の影響が指摘されながら、両者の比較研究については、まだ多くの課題が残されているように思われる。その要因の一つは、隋唐印に対する知見が不十分だったことにもあると考えるが、最近では中国でも、隋唐宋印を中心にそれを印影として集成した肅高洪編『隋唐宋印風(附遼夏金)』(重慶出版社, 1999年)、あるいは印影・伝世・出土印について最新の情報を交えてそれを網羅的に紹介した曹錦炎『古代璽印』(文物出版社, 2002年)や、浙江古籍出版社による中国歴代篆刻を集めた『中国歴代篆刻集粹』の③『唐宋官印・元押』(2007年)などが出版されており、伝世印・出土印を含めた隋唐官印の情報が比較的新しいものも含めて網羅的に把握できるようになってきた。そこで本稿では、主に正倉院に遺された8世紀の日本古代官印の印影を隋唐官印と比較することを通して、その影響と導入期の日本古代印の特質の一端を明らかにしてみたいと思う。

①……………日唐官印の異同をめぐって

日本古代印と隋唐印の具体的な比較研究が乏しい中において、印影・伝世印・出土印など多角的な方面から両者の異同を整理・検討した久米雅雄氏の研究は注目すべき成果の一つであろう⁽¹⁾。久米氏は、隋唐官印と日本古代官印の類似点として、①朱文であること、②印面の大きさがほぼ5~6cmであること、③文字書体が類似していること、④「官職印」ではなく「官署印」が主流であったこと、また相違点として、⑤隋唐では大きさが一定の範囲でまちまちであるのに、日本では公式令で定められた厳格な規定がほぼ遵守されていること、⑥隋唐では印文の文字数が多様であるのに、日本では4文字印に統一されていること、⑦日本においては官印の種類によって「印」字に区別がみられること、⑧日本では隋唐のような多様な鈕形が採用されず偏っていること、⑨中国では印の

材質が官職・品級によって区別されるのに、日本の印はほぼ銅印に限定されること、⑩蒼鈕印の形式は日本固有の鈕式とみられること、などをあげている。したがって、以下ではまず、日本古代印と隋唐印の異同を、この久米氏の研究を手引きとしつつ、確認しておきたい。

中国の古印研究を参照するならば、前代と比較した場合の隋唐官印の特色は以下のとおりとなる。その第1は「官署印」が多く出現したこと、第2は印面が1辺2~3cmのものから1辺5cm前後と大型化したこと、第3は印文が伝統的な白文から朱文に改められたこと、第4は前朝の官印中にあった「章」の字が廃止され、県以上は「印」字を、それより低い県僚属級は「記」字を用いる割合が高くなるということである⁽²⁾。これら特徴の多くは、文書行政の制度的変化とともに、官印が封泥用の印から紙面上に直接押印するスタイルに移行したことと関係する。

一方、日本の場合、主に律令と正倉院文書や東南印文書の印影から知られる8世紀の官印は、第1に「官署印」が中心であること、第2に印面は「天皇御璽」が方8.6~8.7cm、太政官印が方7.3~7.4cm、諸司印が6.5~6.6cm、諸国印が方6cmと、公式令天子神璽条が定める官印の規定をほぼ遵守していること、第3に朱文であること、第4に「天皇御璽」以外は最後の字に「印」を用いること、第5に4文字がほぼ均等に割り付けられていること、第6に『延喜式』巻17内匠寮式でも確認できるようにこれらが銅印であったこと、などである。

ここから、久米氏が日本との類似点として整理した①②④は直ちに首肯される。この共通性は、日本古代の官印導入が、そもそも隋唐をモデルとする律令文書行政の整備の延長戦上にあったことを端的に示している。

ならば、久米氏が相違点とした⑨の材質の問題も、むしろ隋唐の影響との関連で理解した方がよいのではないと思われる。すなわち、『唐六典』巻4礼部尚書条には「凡内外百司皆給銅印一鈕」とあって、唐の「官署印」は明らかに銅印を基本としていた。日本律令国家は、官職・品級に応じて材質を区別する中国王朝に伝統的な「官職印」ではなく、紙による律令文書行政と一体となって新たに発展した中国の「官署印」を導入したと理解されるのである。

また、⑥で相違点としてあげられた、日本官印が隋唐印と異なり4文字に統一されているという問題であるが、現存する隋官印に限ればむしろ4文字印を主流とすることに留意したい。現在、隋官印と確認されているものは「広納戍印」「観陽縣印」「桑乾鎮印」「崇信府印」「永興郡印」の五種とされるが、⁽³⁾『唐宋官印・元押』は、「右武衛右十八車騎印」「許州新印」「石錐市印」の3種も隋官印に加えている。これを前提としても「右武衛右十八車騎印」を除けば、隋官印は4文字を均等に割り付けているものとなっているから、4文字印を基本とする日本古代官印は、唐官印よりも隋官印に近似していることが明らかである。

このことは、日本が「天皇御璽」に「璽」の文字を用いたこととも関連している可能性がある。すなわち、隋以前から皇帝の印に用いられた「爾」は、『新唐書』巻47百官志門下省割注、『旧唐書』巻8玄宗本紀開元6年11月乙巳条、『唐会要』巻56左右補闕拾遺などによると、則天武后が延載元年(694)に「宝」字に変更している。その後、中宗の神龍元年(705)にいったん「璽」に戻されているが、玄宗皇帝の開元年間に再び「宝」に改められた。後述するように、「天皇御爾」は701年の大宝令の施行にともない製作されたとみられるが、その数年前に唐は「璽」の字を「宝」に改めていたにもかかわらず、日本はこれを採用せずに「璽」の字を用いたことになる。

以上のことは、律令公文書制度の整備において、日本は中国の694年以前の制度を参考としていたことを示唆しており、解の文書形式の問題から、大宝令前において、唐より前の時代の公文書制度の浸透、使用があったとする推定⁽⁴⁾とも関連する可能性がある。

したがって、日本の官印の特質をみるうえで特に手掛かりとなりうるのは、久米氏が相違点としてあげる鈕形の問題と、法量の問題、それから印面の字形に関する問題であろう。このうち、鈕形については、日本令に規定された8世紀の官印の鈕形がほとんど不明なので、これを本稿の問題関心から議論することは難しい。しかし、法量と文字書体に関する問題は、検討するに十分な資料が整っている。

このうち、法量について久米氏は、⑤として日本では公式令で定められた厳格な規定が遵守される一方、隋唐印は一定の範囲で法量に幅があるとする。ただし、久米氏が参考とした唐印は、現在その数をさらに増やしており、また多種のものが一括して比較されているので、ここであらためて、原寸大の印影を掲載する『隋唐宋印風（附遼夏金）』『唐宋官印・元押』、及び印面のサイズについて詳しく紹介する曹錦炎『古代璽印』を参考に、県以上の唐代官印に限りそれを確認してみたいと思う。

まず、後述する三省六部諸司とかかわる「中書省之印」「尚書兵部之印」「東都尚書吏部之印」は、いずれも5.7cm～5.8cm四方である。都督の印としては「夏州都督之印」が方5.5cm、州印の場合は「蒲類州之印」「魏州之印」「台州之印」「浦州之印」「銀州之印」「相州之印」「平琴州之印」「明州之印」が方5～5.2cmとなっている。県印では、「涪婆縣之印」「唐安縣之印」「保林縣之印」が方5.7～5.9cm、「銀州之印」「会稽縣印」「金山縣印」「武夷縣之印」「宜春縣印」「葦郷縣印」「万年縣印」「東安縣印」などが方5.4～5.5cm⁽⁶⁾、「高昌縣之印」「雲陽縣印」などが方5.1～5.2cmである。

このようにみても、三省六部諸司の印はいずれも方2寸に近い数値をはかり一定であった可能性が高いが、州県の場合は、三省六部諸司印とほぼ同じサイズから、1分、あるいは2分程度減じたものまで幅がある。しかもこうしたサイズに幅のある州印が同時期に併存していたことは、「伝教大師入唐牒」に押印されている「台州之印」と「明州之印」から確認できる。この文書は、入唐僧最澄が唐貞観20年（804）と同21年（805）に、明州と台州を往還した際の通行許可書で、ここに押印されている「台州之印」は「明州之印」より方がひとまわり大きい（図1参照）。これらを踏まえると、唐では基本的に三省六部諸司の印を超えないという点で、その他の印には規制があった可能性が考えられるが、日本のような官司のランクに基づく細かな法量規定があったことまでは看取できない。こうしたことから、唐官印が、大きさの一定した封泥印の伝統を踏襲していた可能性⁽⁸⁾も考えられてよいだろう。しかも、印のサイズを比較しても、日本では諸国印を唐の三省六部諸司の印と同規格とし、諸司印はそれよりも2分大きくし、太政官印はそれをさらに上回るなど、文書への押印を目的とする「官署印」が唐よりも大型化している。

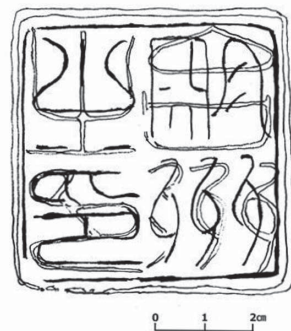


図1 「伝教大師入唐牒」の「台州之印」と「明州之印」
（白印「は台州之印」、黒印は「明州之印」）

以上のことから、日本律令国家が採用した官印が、大枠としては、隋唐の文書行政のなかで発展した「官署印」の制度をモデルとしたことはほぼ間違いないとすべきだが、一方で、その法量を隋唐よりも大型化させるとともに、それを官司のレベルに従って細かく規定し、厳密に遵守させたところに、中国と異なる日本官印の特徴を看取することができるであろう。

②……………官印の文字書体・形式をめぐる問題

ならば、官印の文字書体に関しては、隋唐との間にどのような異同が認められるであろうか。以下、前述の『日本古代印集成』『隋唐宋印風（附遼夏金）』『唐宋官印・元押』『古代璽印』を参考として、日本官印と隋唐官印の印面文字の書体・形式を比較してみたい。

まず、正倉院に印影として残された官印の固有名詞部分の文字で、隋唐官印と同じ書体を探すならば、「中務之印」の「中」字が「中書省之印」に、「春宮之印」の「春」字が「宜春県印」に、「兵部之印」の「兵」字が「尚書兵部之印」に、「右京之印」の「右」字が「右武衛右十八車騎印」に、「山城國印」の「山」字が「金山縣印」に、「相模國印」の「相」字が「相州之印」に、「出雲國印」の「雲」字が「雲陽縣印」に、「安房國印」の「安」が「東安縣印」「唐安縣之印」に、それぞれ類似している。しかもここに取り上げた日本官印は、いずれも8世紀前半の天平期からその印影が確認できるものばかりで、この点からみれば、古代日本の官印はその導入期の段階から、字体の上で隋唐印と極めて類似する様相をみせることとなる（図2参照）。

ところが、普通名詞の部分、特に「國」や「印」の字については、隋唐印との違いが際だつ。まず隋唐印に「國」字を探すと、上海博物館が所蔵する方5.6cmほどの「齊王國司印」がある。この「國」字は構えの四隅を丸く一筆書きのように表現する典型的な篆書体であ



図2 日本官印と唐官印の文字比較

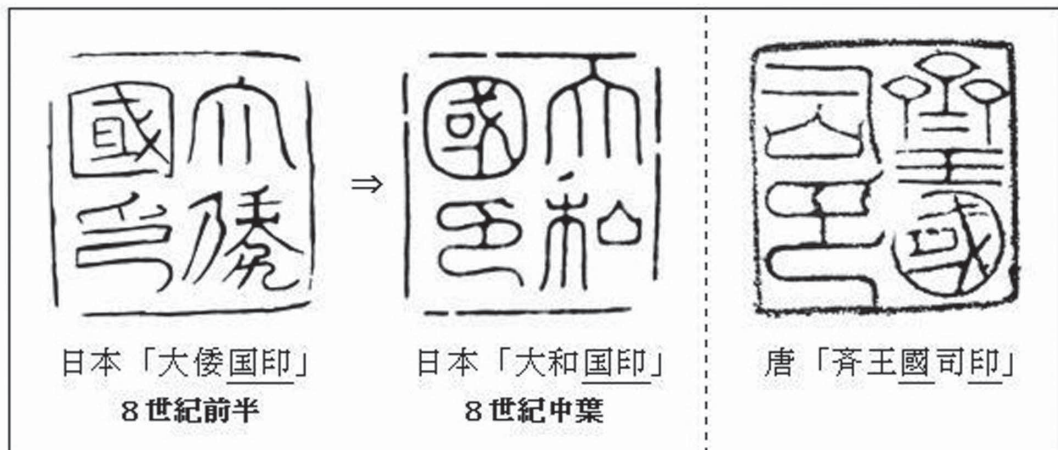


図3 国印の「国」字「印」字の変化と唐印との比較

る(図3参照)。ところが、8世紀前半の日本の諸国印は、いずれも「國」字の構えが三筆で表現され、全体的に角張り、筆書きの「トメ」や「ハネ」までも強調する、楷書体風の字形が採用されている。「印」字についてみても、隋唐代のは丸みを帯びた、やはり典型的な篆書体であるのに、日本の8世紀前半に鑄造された諸国印、京職印、和泉監印は篆書体の字形を採用しながら、やはり筆数を多くして角張った筆質も意識した「トメ」や「ハネ」をわざわざ随所に表現しているのである。この楷書化された字形の採用は、明らかに日本官印の特徴の一つとして捉えることができよう。

しかし、8世紀前半の日本の官印が全てこうした特徴を備えているわけではない。太政官印については8世紀前半のものがはっきりしないが、少なくとも「天皇御璽」と、「某之印」で表現される中央諸司の印は、基本的に隋唐印に類似した典型的な篆書体を用いている。これを各印の鑄造時期の差異の問題で理解するのは難しいだろう。後述するように、「天皇御璽」「諸国印」は701年の大宝律令施行にともない準備されたが、中央諸司印の鑄造は養老3年(719)とやや遅れる。しかし、『続日本紀』によれば京職印が鑄造されたのは靈龜元年(715)、和泉監印の鑄造はその翌年なのであって、「印」字が大きく異なる中央諸司印と京職印・和泉監印との鑄造年代は僅か3~4年の差でしかない。「印」字は印の種別ごとに字体を変えていたとみるべきだろう。しかもこの僅かな時期差のなかにあつて、京職の印と諸司印の場合は「□□之印」という形式が採用された。この「之印」の形式は、隋唐においては隋代の官印になく、今のところ唐代の特徴として理解されているものである。ならば、中央諸司印は、その鑄造において、その他の一般官印以上に唐印の形式との一致を意識していたと言つてよかろう。また、「之印」の形式は、京職の印にも採用され、ほぼ同格の地位にありながら外官たる諸国印とは区別されたとみられる。

ただし、京職印の「之」の字体は、唐の篆書体にもよくみられる曲線で表現された八省印の「之」とは異なり、角張ったもので(図4参照)、これは京職印の「印」字が八省印と異なり、むしろ前述の諸国印の字体に近いこととも関連するであろう。すなわち、字体や形式をみる限り、

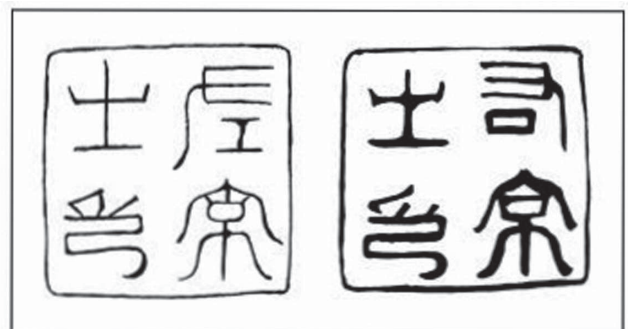


図4 「左京之印」と「右京之印」

8世紀前半において、八省以上の印と、その下の官司印とでは、唐製の模倣の度合いが明らかに異なっているのである。

ところが上記の様相は、8世紀中葉の天平宝字期になって変化する。すなわち、諸国印の「國」字、「印」字が、いずれも筆質の表現から脱し、曲線によって表現された、より唐の官印に近い篆書の字体に変化するのである（図3参照）。

ここで留意されるのは、平川南氏による日本古代郡印の変遷とその背景についての指摘である⁽¹¹⁾。平川氏によれば、国の下に置かれた郡の印は、令に規定が無いものの、法量が国印を上回らないという国家的規制のもと、8世紀前半は「印」字を国印と同じ字体とし、全体としては篆書体で作られていた。ところが天平宝字年間を前後して、郡印は全て楷書体に変更される。しかし、8世紀後半の宝亀年間以後は、再び篆書体に戻され、8世紀末の延暦期からは「印」字がその時の国印に採用されていた丸みを帯びる篆書体の字体に変化した。このように、郡印が天平宝字期前後に一時的に楷書体となった背景には、当時、中国にならった諸改革を実施する藤原仲麻呂が、中国において皇帝の書体とされていた篆書体を強く意識していた事実が留意される。すなわち仲麻呂政権には、篆書体を専ら八省印や国司の用いる諸国印に使い、郡印は中国で臣下の用いる隷書体から発展した楷書体に限定することで、地方社会における国・郡の区別を明確化する意図があったとみられるのである。

この指摘を踏まえるならば、先に検討した中央・地方の官印の文字の書体・形式の差や変遷についても、官司の区別を表現しようとする政治的な意図が反映されていた可能性が極めて高いとすべきであろう。すなわち、8世紀前半の律令国家は、官印の字体と京官に限定した「之印」の採用によって、八省以上とその下の官司を区別するとともに、京官と外官を区別することも意図していたとみられる。しかし、8世紀半ばの仲麻呂政権下では、その関心が、地方における国・郡の区別を表現するものに移ったということであろう。平川氏のいうように、その後、郡印の字体が再び国印に近づくことによって、国・郡の区別は曖昧となる。しかしそれは、仲麻呂政権以前の状態に単に戻ったということではないだろう。この間、八省以上の印に採用されていた唐の篆書体に近い字体は地方の官印にも拡大した。したがって、官印における京官と外官の区別も曖昧化していったことが推測されるからである。平安期に入って京職の印が「之印」から「職印」に改められたのは、そのことを傍証していよう。

以上のように、8世紀の日本古代国家の官印においては、少なくとも印面文字の字体や形式が官司のレベルや区別を示すものとして意識されていたことは確実である。おそらくこのことは、日本官印の官司のレベルに対応した法量規制が、隋唐のものよりも細分化され、また厳しく遵守されていたということと対応していると思われる。こうした点は、同じく「官署印」として機能しながら、隋唐と日本の在り方を分ける、日本官印の特徴の一つと言えるのではないだろうか。しかも、隋唐印を強く意識しつつ、印の法量で官司のレベルを細かく表現しようとした日本が、令において定めた官印は、前述のように、諸国印を唐の三省六部諸司印と同サイズとし、八省以上はそれを上回るものとした。ここに、理想的には唐をも「諸蕃」に置いた日本律令国家の「中華」意識が読み取れる。けれども、それが隋唐官印の様態を基準としてしか表現できなかったところに、「中華」を標榜する日本律令国家の周縁性が現れているともいえるだろう。

③……………押印をめぐる唐と日本の制度比較

周知のように唐朝中央の政治機構は三省六部制を基本とし、皇帝の意を受け中書省・門下省によって立法化された詔令は、尚書省によって施行されることになっていた。尚書省には各種行政実務を担当する六部が属していた。この六部にはさらに各四司ずつ、計二十四司が付属し、その職務を分掌していた。

この唐代の三省六部にかかわる銅印として、前述のように「中書省之印」「尚書兵部之印」「東都尚書吏部之印」などがある。ただし『唐会要』巻57尚書省諸司上・尚書省条に「故事。内外百司所受之事，尚書省皆印其発日，為立程限。京府諸司，有符移関牒下諸州府，必由都省以遣之。故事。除兵部吏部外，共用都司印。至聖歷二年二月九日，初備文昌台二十四司印。本司郎官主之，帰則收於家。建中三年，左丞趙涓，始令納於直庁」とあって、辞令に押す告身の印を必要とする兵部・吏部以外、尚書省所属の一級の職能部門たる六部は独自の部印を持たなかったらしく、六部所属の「二十四司」には聖歷2年(699)に印が備えられ、建中3年(782)までは諸司郎官の家でこれを管理したらしい。

この三省六部の上に立つ唐代皇帝の御璽は、8種類を基本とするが、これについては『唐六典』巻8符宝郎条に詳しい。それによれば、「神宝」は、「所以承百王，鎮万国」，「受命宝」は「所以修封禪，礼神祇」，「皇帝行宝」は「答疏於王公則用之」，「皇帝之宝」は「勞来勲賢則用之」，「皇帝信宝」は「徵召臣下則用之」，「天子行宝」は「答四夷書則用之」，「天子之宝」は「慰撫蕃夷則用之」，「天子信宝」は「發蕃国兵則用之」と用途別に分けられている。こうした御璽の在り方は、隋代以前に遡るものである。

すなわち、『隋書』巻12礼儀志第7によれば、隋では「神璽」は「宝而不用」とされ、「受命璽」は「封禪則用之」とされていた。その他、「皇帝行璽」は「封命諸侯及三師，三公，則用之」，「皇帝之璽」は「賜諸侯及三師，三公書，則用之」，「皇帝信璽」は「徵諸夏兵，則用之」，「天子行璽」は「封命蕃国君，則用之」，「天子之璽」は「賜蕃国之君書，則用之」，「天子信璽」は「徵蕃国兵，則用之」とされ、さらに「常行詔勅」については「則用内史門下印」と規定されている。これらは北齊・北周の制をほぼ踏襲したものである。⁽¹³⁾

このように、唐製の御璽は基本的に隋制以前のものを引き継いだといえるが、それらはレガリアとしての意味を持つもの以外に、皇帝と臣との間や、軍事、外交の場面で用いられることになっている。しかし、隋において「常行詔勅」の場合、「内史門下印」を用いるとされているように、御璽が一般的な詔勅類に押印されることは無かったとみられる。これはおそらく唐でも同様であろう。『唐六典』巻8符宝郎条は「天子之信，古曰璽，今日宝。其用以玉，其封以泥」と注記し、唐の御璽が玉製で、封泥に用いられることを想定したものであったらしい。『新唐書』巻24車服志も御璽について「皆封泥」と記している。こうしたことから叶其峰氏は、封泥用から抜け出す百官諸司印に比して、唐の御宝制度は強く古制にそったものであったと指摘する。⁽¹⁴⁾

ただし、御璽とは異なり紙への押印を主目的としたはずの百官諸司官印も、封泥に用いられる場合があった。すなわち、中国西安市にある唐大明宮址の西夾城内から出土した封泥は、表面を平滑

に整えた光沢を持つ白石灰質の泥の上面に、墨書と方形の朱印が認められる。これは、諸州諸使が皇帝へ貢進する物品の包装外面に施した封泥であって、墨書は酒・木瓜・蜜等の貢進物品名と、貢進者の官職名・姓名等が記され、その上に押された朱印は1辺が5.5cm前後の「雲南安撫使印」「潭州都督府印」「鳳翔府印」「歙州之印」「睦州之印」「潤州之印」「華州之印」などである。⁽¹⁵⁾その実物は現在、西安市の大明宮含元殿遺址に付属する展覧館でも実見できるが、これら方形の朱印は字形やサイズからみて、紙に押印するものと同じものが用いられたと考えられる。すなわちこの封泥は、紙のような白く平滑に整えた封泥の上に、墨書と朱印が押印される、紙の文書を意識した封泥となっているのである。

このように、唐においては、紙による文書行政が一般化してもなお、皇帝と臣、あるいは地方官を含む諸官との間に、依然として互いに封泥を用いた直接的なやりとりがあったが、こうした封泥の印の在り方を、日本古代国家が本格的に継承した痕跡は無い。日本が継授したのは、主に紙の文書に押印するための印である。

ここで唐における命令伝達に関し、『唐六典』によって紙の文書への押印の在り方をみるならば、「覆奏書可」された詔令は、門下省に留め、さらに1通を書写して「制可」と注記し「印縫」して尚書省に送られ施行されることになっていた（巻8門下省条）。こうして諸州などに下される文書は尚書都省より発送されるが、施行される公文には「監印之官」が文書を確認後これに押印するとされており、「其印、每至夜、在京諸司付直官掌、在外者、送當処長官掌」と注記されている（巻1尚書都省条）。先の『唐会要』巻57尚書省諸司上が、建中3年（782）まで諸司郎官の家で管理されていたという「二十四司」の印は、おそらくこの印のことであろう。しかし、押印の時は、諸司の長官ではなく、四等官の行政を監督した勾檢官たる「監印之官」が行うのであって⁽¹⁶⁾、紙の文書への押印は、いわば裁可された案件の諸司における処理ないし行政手続きが正しく行われることを、監督・保証するためのものだったといえよう。

一方、日本の官印については、これに関する令規定が今に伝わり、すでにみたように、正倉院にも文書としてその実例がまとまって確認できるから、唐と比べて、その実態が把握しやすい。古代日本の官印について、その種類、用途、サイズなどは、天平勝宝9歳（757）に施行された養老公公式令天子神璽条に詳しい。

天子神璽（謂、踐祚之日寿璽。宝而不用）。内印（方三寸）、五位以上位記、及下諸国公文、則印。外印（方二寸半）、六位以下位記、及太政官文案、則印。諸司印（方二寸二分）、上官公文、及案移牒、則印。諸国印（方二寸）、上京公文、及案調物、則印。

このうち、「宝而不用」とされるレガリアとしての神璽は、隋唐の「神璽（宝）」「受命璽（宝）」など対応するもので、実用ではない。したがって、養老令が規定した実用の印は内印、外印、諸司印、諸国印の4種類である。これらが銅印であったことは、『延喜式』巻17内匠寮式で確認できる。

また、内印は「天皇御璽」、外印は「太政官印」としてその印影が今に伝わるが、おそらくこの内印・外印は、701年の大宝令の施行にともない製作されたと推定される。けれども大宝令において内印は「下諸国公文、則印事状物数及月日、亦印鈴剋伝符署処」、外印は「太政官及諸司案文、則印之」とされ、養老令にみえる位記に関する内印・外印の使い分けがなく、諸司印の規定も存在しなかった。⁽¹⁸⁾すなわち大宝令では、中央政府からの下達文書の全てに内印を、諸国の上申文書とその案には

諸国印を押すとし、外印は太政官及び諸司発給文書の控えにのみ用いられる副次的な公印にすぎなかったが、養老令になると、諸司印を新たに加え、在京諸司相互間の文書に限って外印・諸司印を用いた文書の発信を認めたのである。⁽¹⁹⁾

この養老令で新たに加わった諸司印の初見は、『続日本紀』養老3年(719)12月乙酉条に「充式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵、宮内、春宮、印各一面」とある記事で、これは養老令が完成した養老2年の直後にあたる。ただし、天皇の秘書局ともいべき中務省と内侍司の印はこれに先行して登場したとみられている。けれども、これらによって、養老令文に則った諸司印体制の実態が養老3年末に整ったというわけではないようである。この時の諸司印の班賜は、八省とごく一部の官司、すなわち被管官司のある省・坊に限られており、そこには、被管官司が所管官司の省坊の外に文書を送達する際、所管官司がこれに押印することで、大宝令に基づく所管—被管の統括関係を厳格化、あるいは所管官司による被管官司の文書発信の規制の意図があったとみられる。⁽²¹⁾なお、中央諸司印の成立の契機については、前年に帰国した遣唐使が、唐で699年に整備された二十四司印の知識をもたらしたことがあるのではないかという推定がなされているが、⁽²²⁾唐の二十四司印が持った諸司の行政手続きの正当性を監督・保証するという意味は、日本の場合、勾検官を継受しなかったように、⁽²³⁾十分には継受されなかったのである。

また、この諸司印の登場の直後、内印・外印についてはさらに重要な変更が加えられた。『続日本紀』養老4年(720)5月癸酉条には、

太政官奏。諸司下国小事之類、以白紙行下、於理不穩。更請内印、恐煩聖聽。望請、自今以後、文武百官下諸国符、自非大事、差逃走衛士仕丁替、及催年料廻残物、并兵衛采女養物等類事、便以太政官印印之。奏可之。

とあり、720年からは、諸司が下す諸国への命令が、小事の場合に限り太政官の印で施行されることになった。ここに、外印は養老令文よりもさらにその使用範囲を拡大し、内印に準じる位置を得たのである。⁽²⁴⁾ただし、それは「小事之類」に限定されたように、いわば六位以下の位記への押印における太政官印の「小事」分掌が、その他の下達文書に広がったのであって、律令文書行政の中核に天皇御璽を置き、小事に限って太政官印がそれを分掌するという構造は壊されることはなかったのである。

一方、諸国印は正倉院文書によれば、大宝4年(704)西海道戸籍で西海道諸国の印が押印されていることを確認できるが、同じ頃の美濃戸籍に国印はなく、『続日本紀』慶雲元年(704)4月甲子条に「令鍛冶司鑄諸国印」とあるように、⁽²⁵⁾大宝令施行から3年後にようやく出揃ったようだ。

このように、律令制を本格的に導入した大宝令制下の印は、中央政府からの下達文書に押す内印と、諸国の上申文書に押される諸国印を基本とし、その後、外印が内印の機能の一部を「小事之類」に限って分掌することはあっても、大宝令以来のこの基本構造が根本的に変更されることはなかったのである。ならば、8世紀の日本の文書行政において、命令伝達の中核に置かれた印は内印、すなわち「天皇御璽」であったということになる。

このようにみるならば、日唐の差異は、特に御璽の在り方に強く示されているように思われる。すでにみたように、唐において御璽は封泥を前提とした玉製で、一般的な命令伝達文書の作成過程でこれが紙に押印されることはなかった。しかし日本の場合、御璽は銅印で文書に押すことを前提

としてだけでなく、唐では尚書省がその所属官司とともに担ったことのほとんどを引き受けることを建前としている。唐では諸司による行政処理手続きが正当に行われることを監督・保証するものとして文書への押印が行われたのに対し、日本では、そうしたことへの関心は低く、むしろ中央政府の文書発給の全てを天皇が直接把握・統治することに重きを置いた制度として構築されていた。だからこそ、文書行政の増大とともに、それが「煩聖聴」という事態を招き、「小事之類」だけは太政官印でこれを代行することになっていったと考えられる。これは、前述の、官司のレベルごとに法量と文字の書体・形式によって細かく区分された官印の在り方とも関連しているとみられ、日本の官印体制には、天皇を中心としたピラミッド型の官司体系が表現されているとみられるのである。

一方、諸国印は国符など郡以下に発給する下達文書への押印が想定されておらず、ただ、中央による諸国作成公文の管理とかかわる部分、すなわち京進文書、調、案への押印だけが規定されていた。諸国印は、国府とそれが統括する地方の間の文書に印が押されるのではなく、中央政府と国府との関係の中での押印を基本としていたのである。しかも、西海道諸国の印が早くに備えられる一方、諸国印が全国に揃うのは令施行から少し遅れたこと、京職の印はこれよりさらに遅れたこと、八省印の使用は当初想定されていなかったことからみて、諸国印はまずは、対外関係も意識しつつ、京から離れた外官の行政手続きの正当性を中央政府に対し保証するものとして注目された可能性が高い。大宝令の官印の基本が、こうした諸国印と、「諸国に下す公文」へ押印する内印を軸に整備されたことも、律令国家成立期における官印導入の重点が、天皇による地方支配に置かれていたことを強く示唆する。そしてこの点は、日本の律令国家がその成立当初、官印印面文字の字体・形式によって官司のレベルを表現しようとする際、そこに京官、外官の区別を含み込んだ表現方法を用いたという点とも対応しているように思われるのである。

むすび

以上、正倉院に遺る8世紀の官印を隋唐官印と比較することを手掛かりに、日本律令国家の官印導入期における中国の影響と、日本官印の特質について検討を加えてきた。その結果、日本律令国家の官印は、隋唐官印のなかでも紙による文書行政とかかわる「官署印」の直接的影響を受けて成立したこと、しかしそこには、文書行政の実務的機能とのかかわりだけでなく、押印の仕方、印面文字の字体・形式によって、天皇の直接統治と、天皇を中心とした中央集権的なピラミッド型の官司配置という、律令国家の理念的構造を、文書に表象する役割も担わされていたことが、明らかとなった。

ただし、中国においては、印に表象される皇帝を中心としたヒエラルヒーは、「官職印」(官名印)に顕著に表現されていたから、日本の「官署印」にその影響があるか否かは検討する必要があるだろう。また、日本の場合、印の字体・形式に律令国家における官司の位置が表現されるとするならば、その変化、例えば諸国印や郡印の字体の変化などに、国、郡そのものの律令国家内における変化が現れている可能性も想定される。しかし、これらはすべて今後の課題としておきたい。

註

- (1)——久米雅雄「日本古代印の研究—その歴史的展開と律令国家の本質—」(同氏著『日本印章史の研究』雄山閣, 2004年)。
- (2)——葉基峰『古璽印与古璽印鑑定』(文物出版社, 1997年), 曹錦炎『古代璽印』(文物出版社, 2002年)。
- (3)——葉基峰『古璽印通論』(紫禁城出版, 2003年)。
- (4)——東野治之「大宝令成立前後の公文制度—口頭伝達との関係から—」(同氏著『長屋王家木簡の研究』塙書房, 1996年)。
- (5)——ただし, 「東都尚書吏部之印」は銅印ではなく玉印でその用途については検討すべき余地がある。
- (6)——『古代爾印』は「東安縣印」を『隋唐以来官印集存』に基づき5.2cmと紹介するが, 『隋唐宋印風(附遼夏金)』『唐宋官印・元押』によれば5.6cm弱である。
- (7)——図1は, 京都国立博物館・東京国立博物館編『天台宗開宗一二〇〇年記念 最澄と空海』(読売新聞社, 2005年) 収載カラー図版21「伝教大師入唐牒」を原寸大に拡大後, トレース。白印が「台州之印」, 黒印が「明州之印」。
- (8)——片岡一忠「隋朝・唐朝の官印制度」(同氏著『中国官印制度研究』東方書店, 2008年)。
- (9)——鎌田元一「日本古代の官印—八世紀の諸国印を中心として—」(同氏著『律令公民制の研究』塙書房, 2001年)。
- (10)——葉基峰前掲註(3)書。
- (11)——平川南「郡・村印と私印」(同氏著『律令国郡制の実像』下, 吉川弘文館, 2014年)。
- (12)——雷聞「隋与唐前期の尚書省」(『盛唐政治制度研究』上海辞書出版社, 2003年)。
- (13)——『隋書』卷11 礼儀志第6
- (14)——葉其峰前掲註(3)書。
- (15)——李錦繡「唐長安大明宮西夾城内出土封泥研究—兼論唐後期の口味貢—」(『唐大明宮遺址考古發見与研究』文物出版社, 2007年)。
- (16)——吉川真司「外印請印考」(同氏著『律令官僚制の研究』塙書房, 1998年)。
- (17)——仁藤敦史「公印鑄造官司の変遷について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』79, 1999年)。
- (18)——彌永貞三「大宝令逸文一条」(『史学雑誌』60-7, 1951年)。
- (19)——吉川真司前掲註(16)論文。
- (20)——鎌田元一前掲註(9)論文。
- (21)——古尾谷知浩「印と文書行政」(同氏著『律令国家と天皇家産機構』塙書房, 2006年)。
- (22)——榎本淳一「養老律令試論」(笹山晴生先生還暦記念『日本律令論集』上, 吉川弘文館, 1993年)。
- (23)——吉川真司前掲註(16)論文。
- (24)——吉川真司前掲註(16)論文。
- (25)——鎌田元一前掲註(9)論文。
- (26)——『統日本紀』靈龜元年五月己丑条。

(関東学院大学経済学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)
(2014年1月7日受付, 2014年5月26日審査終了)

The Ancient Official Seals of Japan and China : A Comparison Focusing on Shoso-in Documents with Seals

TANAKA Fumio

This article compares official seals of Japan and China (the Sui and Tang Dynasties) in the eighth century to examine the impact of China on the introduction of official seals in the ritsuryo nation of Japan and the characteristics of Japanese official seals. The analysis reveals that although the official seal system of the ritsuryo nation of Japan was established under the influence of Sui/Tang official seals, in particular the direct influence of government office seals which were closely connected to the document administration, the Japanese system was characterized by the following points: the official seals of Japan were bigger than those of the Tang Dynasty and classified in detail by their size as well as the typeface and style of the characters on their face according to the level of government, and the classification was strictly adhered to. In addition, in the Sui and Tang Dynasties, the imperial seal was not used when issuing general directives, and the seals of the 24 bureaus of the six ministries were affixed on documents sent to provinces in order to ensure implementation of approved documents and proper administrative procedures in each government office. On the other hand, in Japan, *Naiin*, the imperial seal, was stamped on directives as a rule, and emphasis was placed on the direct control of the emperor over all documents issued by the central government. Moreover, in principle, provincial documents were affixed not by the provincial government and its subordinate governments but by the central and provincial governments. These findings indicate not only the practical functions of official seals in the document administration in ancient Japan but also the intention to use differences in the size of seals, the way of stamping them, and the typeface and style of characters on their face to express the Japanese ethnocentrism and symbolize the direct rule of the emperor and the ideal structure of the Japanese ritsuryo system based on a pyramid, centralized government organization led by the emperor.

Key words: Ancient seal, Japanese official seal, Chinese (Sui/Tang) official seal, Document administration, Shoso-in documents